

豊川市監査公表第 2 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和 3 年 7 月 6 日

豊川市監査委員	武 田 久 計
同	鈴 木 篤 男
同	浦 野 隼 次

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(福祉部介護高齢課)

監査実施期間 令和2年12月4日から
令和3年 1月7日まで

豊川市監査公表第16号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
(検討事項) 1 単年度で契約している以下の業務委託について、経費節減や事務の効率化の観点から、長期継続契約への変更の可能性を検討されたい。 ・豊川市御津福祉保健センターエレベーター保守点検業務委託 ・豊川市御津福祉保健センター空調設備等保守点検業務委託	(検討事項) 1 豊川市御津福祉保健センターエレベーター保守点検業務委託については、令和3年度より長期継続契約に変更しました。 なお、豊川市御津福祉保健センター空調設備等保守点検業務委託については、令和4年度より長期継続契約に変更する方針としました。

(注) 上記の措置状況は、令和3年6月25日現在のものである。